

北海道小規模企業振興条例の改正内容について

(経済部 地域経済局 中小企業課)

北海道小規模企業振興条例	
項目	条文
前文	本道においては、全国を上回るスピードで少子高齢化が進行していることにより、生産活動及び消費活動の両面での深刻な影響が懸念され、さらに、小規模企業においては、需要の減退による競争の激化や後継者の不在などにより、その取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。
	こうした状況の下では、小規模企業者のみならず、国、道、市町村、小規模企業関係団体などの全ての関係者が危機感を共有し、経済社会情勢の変化に的確に対応しながら、一体となって地域の小規模企業の持続的な発展を図っていくことが先人たちから継承してきた私たちのふるさとを将来に引き継いでいく上で極めて重要である。
第7条	(金融機関の役割) 第7条 金融機関は、基本理念にのっとり、小規模企業への円滑な資金の供給及び小規模企業の経営の支援を行うとともに、小規模企業に対する支援及び協力を通じ、地域経済の活性化に努めるものとする。
第12条	(経営体質の強化) 第12条 道は、小規模企業の経営体質の強化を図るため、小規模企業関係団体による経営指導の促進、小規模企業の事業活動に有用な知識、技能等に係る研修の充実、小規模企業の事業活動を担う人材の育成、道外からの人材の誘致その他の必要な措置を講ずるものとする。
第14条	(創業等の促進) 第14条 道は、小規模企業に係る創業等の促進を図るため、創業等の準備の段階からその創業等に係る事業の健全な発展の段階までの各段階に応じた研修の充実及び情報の提供、起業家等による創業等のための相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

北海道小規模企業振興条例（改正）		
項目	条文	改正の趣旨
前文	本道においては、全国を上回るスピードで少子高齢化及び人口の減少が進行していることにより、生産活動及び消費活動の両面での深刻な影響が懸念されるとともに、 <u>これまで想定することができなかった大規模自然災害の発生や感染症のまん延といった事象も生じている。</u> さらに、小規模企業においては、需要の減退による競争の激化や後継者の不在などの課題もあり、その取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少は中長期的に最も懸念されている課題である。 条例が施行された平成28年度以降、地震や台風といった大規模自然災害や感染症など様々なリスクが生じているため、これらを前文に追加する。
	こうした状況の下では、小規模企業者のみならず、国、道、市町村、小規模企業関係団体などの全ての関係者が危機感を共有し、 <u>デジタル化の進展、脱炭素社会の実現に向けた取組の広がり</u> など経済社会情勢の変化に的確に対応しながら、一体となって地域の小規模企業の持続的な発展を図っていくことが先人たちから継承してきた私たちのふるさとを将来に引き継いでいく上で極めて重要である。	<ul style="list-style-type: none"> 社会のデジタル化やゼロカーボンといった小規模企業を取り巻く経済社会情勢の変化を勘案し、これらを前文に追加する。
第7条	(金融機関の役割) 第7条 金融機関は、基本理念にのっとり、小規模企業への円滑な資金の供給及び小規模企業の経営の支援を <u>継続的</u> に行うとともに、小規模企業に対する支援及び協力を通じ、地域経済の活性化に努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関が地域の小規模企業に寄り添い、長期的視点に立って支援を続けていくことが重要であることから「継続的に」という文言を追加する。
第12条	(経営体質の強化) 第12条 道は、小規模企業の経営体質の強化を図るため、 <u>次に掲げる措置</u> その他の必要な措置を講ずるものとする。 <u>(1) 小規模企業関係団体による経営指導の促進</u> <u>(2) 小規模企業の事業活動に有用な知識、技能等に係る研修の充実</u> <u>(3) 新商品及び新役務の開発、販路の拡大、生産性の向上並びに自然災害等に係る危機管理のための支援</u> <u>(4) 小規模企業の事業活動を担う人材の育成</u> <u>(5) 道外からの人材の誘致</u>	<ul style="list-style-type: none"> 小規模企業の事業の維持・継続に向け、今後行うべき施策を明確化する。
第14条	(創業等の促進) 第14条 道は、小規模企業に係る創業等の促進を図るため、創業等の準備の段階からその創業等に係る事業の健全な発展の段階までの各段階に応じた <u>必要な知識を習得させるための機会</u> の充実及び情報の提供、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 「研修」は創業を目指す者を対象にするイメージがあり、新分野進出を行う経営者など幅広く網羅するため「必要な知識を習得させるための機会」に改める。